

[事案 2024-251] 新契約取消請求

・令和7年3月3日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年7月に、乗合代理店を通じて契約した米ドル建積立利率変動型終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約内容が理解できないまま、半ば強制的にサインをさせられた。
- (2) 自分は高齢であるにもかかわらず、家族に相談する時間もなく契約させられた。

<保険会社の主張>

申立人の請求に応じることにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。